

愛媛労働局発表
平成27年10月21日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課
監督課長 中井 裕司
監察監督官 石川 三四郎
電話 089(935)5203 内線 451・452

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談を実施～

厚生労働省では、過重労働などの撲滅に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは、「過労死等防止啓発月間」の一環として昨年からはじめたもので、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を実施します。

平成27年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015には、引き続き、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれました。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、平成27年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、キャンペーンでは、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

【主な取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、愛媛県内の労使経済団体等に対し、愛媛労働局長名による協力要請を行いました。

2 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

11月7日（土）に全国を8ブロックに分け、各ブロックを代表する労働局が「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を一斉に実施し、労働局の担当官が相談に対応します。

※ 愛媛県は、四国ブロックの香川労働局において実施します。

実施日時：11月7日（土） 9時～17時

フリーダイヤル：0120-794-713（なくしましょう 長い残業）

4 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

企業の労務担当責任者などを対象に、全国26か所で計33回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

愛媛県においては、下記のとおり開催されます。

日時 12月11日（金）13:30～16:00

場所 ひめぎんホール（第6会議室）

問い合わせ先 過重労働解消セミナー運営事務局（03-5913-6033（平日9時～18時））